

## 令和3年瑞穂町教育委員会第11回定例会 会議録

令和3年11月25日瑞穂町教育委員会第11回定例会が庁舎3階の会議室（3-2）に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 関谷 忠 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 村上 豊子 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君・教育部長 小峰 芳行 君・学校教育課長 大澤 達哉 君

・教育指導課長 小熊 克也 君・教育指導課 統括指導主事 稲富 泰輝 君・社会教育課長 佐久間 裕之 君

・図書館長 町田 陽生 君

庶務係長（事務局） 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 議案第31号 議会の議決を経るべき条例の改正中教育に関する部分の意見聴取について  
(瑞穂町図書館設置条例)

日程第4	議案第32号	瑞穂町図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
日程第5	議案第33号	瑞穂町地域図書室の運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則
日程第6	議案第34号	瑞穂町図書館資料宅配サービス実施要綱
日程第7	議案第35号	令和3年度一般会計補正予算（第11号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について
日程第8	協議事項1	令和4年度一般会計教育費予算の編成について

開会 午前9時

鳥海教育長 ただいまの出席委員は、4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年瑞穂町教育委員会第11回定例会を開会いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において3番、中野委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告については、別紙、記載のとおりであります。今までの報告で何かご質問はございますでしょうか。

（「質問なし」の声）

鳥海教育長 ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第3、議案第31号、議会の議決を経るべき条例の改正中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町図書館設置条例）、日程第4、議案第32号、瑞穂町図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する

規則、日程第5、議案第33号、瑞穂町地域図書室の運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則、日程第6、議案第34号、瑞穂町図書館資料宅配サービス実施要綱については、図書館改修後のサービス向上施策に関する議案でありますので、一括審議とさせていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

鳥海教育長

異議なしと認め、一括審議といたします。

教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第31号から議案第34号までについては、瑞穂町図書館改修後のサービス拡大等に際し必要な事項を定める必要があるため、本案を提出するものです。詳細につきましては、図書館長が説明します。

図書館長

議案第31号についてご説明いたします。議案書をおめくりください。

改修後の図書館の施設として新たに設けるセミナールームを一般の使用に供し、及び当該使用に関する使用料を徴収するため条例の全部改正を行うものです。既存の条例の主な内容は「名称及び位置」の記載にとどまりますが、全部改正を行うことにより、施設の使用許可や使用料に関することに加え、開館時間や休館日等の基本的事項も追加します。

第1条は、図書館の設置について定めるものです。第2条は、図書館の名称及び位置を定めるものです。第3条は、開館時間について定めるものです。

おめくりいただき、裏面をご覧ください。同条第1号で祝日の開館を定めています。同条第2号は木曜日の夜間開館を定めています。第4条は、休館日について定めるものです。同条第3号の第3金曜日は、館内整理日による休館日を定めるものです。第5条は、セミナールームの使用許可及び使用料について定めるものです。第6条は、使用の制限について、第7条は使用料の返還について、それぞれ定めています。第8条は、使用期間及び時間について定めるもので、同条第1項では、一般開放への影響を考慮し、使用期間を連続3日までと定めています。第9条は、使用の権利の譲渡禁止について、第10条は使用許可の取消し等に

ついて、第11条は設備変更の禁止等についてそれぞれ定めています。おめくりいただき、裏面をご覧ください。第12条は原状回復の義務について、第13条は損害賠償について、第14条は委任についてそれぞれ定めています。右頁、別表（第5条関係）では、施設名、使用単位、使用料を定めています。

次に議案第32号についてご説明いたします。議案第32号については、改修後の瑞穂町図書館におけるセミナールームの使用に加え、既存制度の見直しによるサービス向上のため、規則の一部を改正するものです。

6枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。主な改正内容についてご説明します。規則中、条ずれ及び文言整理は省略します。新旧対照表1ページ、右側の欄、旧第3条の開館時間、旧第4条の休館日は条例で定めます。

おめくりいただき、2ページ左側の欄をご覧ください。上から5行目、第3条第3項は、個人貸出しの有効期間を登録の日から3年間に改めるものです。同条第6項は、同時に貸出しできる図書館資料を10冊(枚)以内に改めるものです。第4条は、団体貸出しの有効期間を登録の日から3年間に改めるものです。第8条は、2ページから3ページ上から5行目にかけて、セミナールームの使用申請について定めるものです。第9条は使用の許可について、第10条は使用許可書の交付等について、第11条は使用料の納入について、それぞれ定めています。第12条は使用料の減免について定めるものです。同条第1号は、町及び町の公共的団体が使用するときを定めています。同条第2号は、町内在住の障がい者のうち、障害者手帳の交付を受けたもの等により構成する団体について定めています。

おめくりいただき、裏面の4ページをご覧ください。同条第3号は、町内の幼稚園、小中学校、高等学校を定めています。同条第4号のアからキは、町内の保育園や認定こども園などの事業所を定めています。同条第5号は、前各号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるときを定めています。第13条は、使用料の返還について定めています。

5ページをご覧ください。第14条は取消通知について、第15条は特別の設備等の申請について、第16条は使用者等の義務について、それぞれ定めています。附則として、瑞穂町図書館設置条例の施行期日と

あわせ、施行期日を令和4年4月1日とします。

関係様式のご説明をいたします。5枚お戻りください。様式第1号（第8条関係）が図書館施設使用許可申請書です。次のページ、様式第2号（第10条関係）が図書館施設使用許可書兼領収書です。おめくりいただき、裏面に注意事項が記載されています。次のページ、様式第3号（第13条関係）が図書館施設使用許可取消申請書、おめくりいただき、裏面の様式第4号（第14条関係）が図書館施設使用許可決定取消通知書です。

次に、議案第33号についてご説明いたします。改修後の瑞穂町図書館に合わせて地域図書室のサービスも向上させるため、規則の一部を改正するものです。

2枚おめくりいただき、新旧対照表の左側の欄をご覧ください。主な改正内容についてご説明します。規則中、条ずれ及び文言整理は省略します。第3条は休室日を定めるものです。同条第4号の第3金曜日は館内整理日による休室日を定めています。第4条は個人貸出しについて定めるものです。同条第3項は、個人貸出しの有効期間を登録の日から3年間に改め定めます。

おめくりいただき、裏面の2ページ、左側の欄をご覧ください。第5条は団体貸出しについて定めるものです。同条第2項は団体貸出しの有効期間を登録の日から3年間に改め定めます。同条第4項は、団体貸出しで同時に貸出しできる冊数を2,000冊以内と改め、瑞穂町図書館と合わせます。附則として、瑞穂町図書館設置条例、瑞穂町図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の施行期日に合わせ、施行期日を令和4年4月1日とします。

次に、議案第34号についてご説明いたします。改修後の図書館サービスの拡大として、身体の障がい又は高齢等により、施設に来館することが困難な方を対象に、図書館資料を自宅に配達し、貸し出す事業を実施するため要綱を制定するものです。

1枚おめくりください。第1条は、趣旨について定めるものです。図書館資料（以下「資料」という。）を自宅に配達し、貸し出す事業（以下「宅配サービス」という）の実施に関し、必要な事項を定めるものとします。第2条は、対象者について定めるものです。宅配サービスを利用することができる者は、町内に住所

を有し、次の各号のいずれかに該当するものとします。同条第1号では、身体障害者手帳の交付を受けている者で、視覚障害2級以上又は肢体不自由2級以上の来館困難なもの、第2号では、65歳以上の者であつて、身体的事由により来館できない、又は著しく来館が困難なもの、第3号は、前2号に掲げるもののほか、瑞穂町図書館長が来館することが困難であると認める者、を定めています。

第3条は、貸出登録について定めるものです。宅配サービスを利用しようとする者は、宅配サービス利用登録申込書を館長に提出し、宅配サービス利用登録を受けなければならないことを定めています。第4条は、冊数及び期間を定めるものです。規則に準ずるものとし、来館による貸出と同様で冊数10冊、期間2週間を定めています。第5条は、利用日時を定めるものです。宅配サービスを利用できる日時は、図書館の開館日及び開館時間内と定めています。

おめくりいただき、裏面をご覧ください。第6条は、貸出申込みについて定めるものです。宅配サービスを利用しようとするときは、資料の名称等について電話又は文書等により申し込むことを定めています。第7条は、宅配サービスの決定について定めるものです。貸出申込みを受けたときは、資料を配達する日等を利用者に通知することを定めています。第8条は、貸出し・返却方法について定めるものです。資料の貸出しは、職員等が利用者の自宅へ直接届け、資料の返却は、定められた日までに、職員等が利用者の自宅へ直接受取りに行くことを定めています。第9条は、変更又は停止の届出について、第10条は登録の取消しについて、第11条は委任について、それぞれ定めるものです。

附則として、要綱の施行期日を令和4年4月1日とします。

次ページ以降は、様式を定めています。様式第1号（第3条関係）は宅配サービス利用登録申込書、おめくりいただき裏面の様式第2号（第9条関係）は宅配サービス利用登録内容変更停止届となります。以上で説明を終わります。

鳥海教育長

以上で担当者からの説明が終わりました。少し補足説明をいたします。まず、議案第31号の議案名称としては、意見聴取となっています。こちらは、条例改正になりますので、町議会へ提出し審議されます。それに対する意見聴取となります。議案第32号から第34号については、町議会の議決は必要ありません

ので、教育委員会で議決いただくものになります。

これら一括審議いただくものは、令和4年4月1日以降の図書館改修後の新たなスキームを計画しているところです。そのことに対し関連する条例や規則の制定・改正が必要になるため、審議していただくものになります。

鳥海教育長  
村上委員

それでは、これより質疑にはいります。何かご質疑はございますでしょうか。

図書館のリニューアルオープンが3月半ばと聞いていますが、規則改正等が4月1日から施行になりますと、その間のタイムラグはどのようになるのでしょうか。

図書館長

図書館リニューアルオープンは3月中を予定しています。若干のタイムラグの期間に、制度改正の周知や施設の申込期間とするなど、準備期間として位置付けていきます。

村上委員

その期間、貸し出しについては、現行のままで行うということになるのでしょうか。

図書館長

3月末までは現行のまま運用していきます。

鳥海教育長

現在の瑞穂町図書館設置条例については、設置場所や名称などのみが記載されています。その他については、施行規則に委任するとなっています。3月中にオープンしたとしても、現行の条例に基づいた運用になり、4月1日から審議いただいている条例や規則の運用になります。

関谷委員

議案第34号の宅配サービスについて、一步前に進んだ良い施策だと思います。障がいを持たれている方や高齢の方が対象者として記載されていますが、引きこもりの方への対応はどうなるのでしょうか。また、本の貸し出しや引取りを行う者が、職員等になっていますが、限られた職員数の中でどう対応されるのか。

図書館長

1点目について、要綱に記載のない方については、別に図書館長が認める者の一文をもって、担保させていただくことになります。始まってみないと対象となる方が分からない部分もありますので、前述しました内容を適用していきます。2点目について、職員等の内容は職員および会計年度任用職員になります。宅配業務について基本的には、職員および会計年度任用職員での対応を想定していますが、今後、状況をみながら、委託を行うですとか、ボランティアの方に協力をいただくなど、制度に柔軟性を持たせることが必要であると判断し、担当課では「等」を付けました。

鳥海教育長

補足します。第2条第3項で「困難である者」という広いくくりの表現としています。これが先ほど図書館長が説明した部分になります。昨今の状況として、条例や規則で、管理者が認める者などの表記は無くなって来ている傾向があります。また、以前は施行規則などに委任していた、開館時間や休館日などを本条例の中に記載しています。それにも関わらず「困難である者」という表現をのせているのは、幅広く、素早く対応できるようにするためであると、解釈していただければと思います。

続いて2点目について、当面、会計年度任用職員を含め職員で宅配サービスを行いますが、いずれは、委託へ移行することも視野に入れていきます。過去の例ですと、ゴミ収集用の袋の管理販売を商工会に委託しました。このように、町の公共的団体に委託することも考慮します。

鳥海教育長

ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第31号から議案第34号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第31号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第31号は原案どおり可決されました。

続いてお諮りします。議案第32号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)



ご異議なしと認め、議案第32号は原案どおり可決されました。

続いてお諮りします。議案第33号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第33号は原案どおり可決されました。

続いてお諮りします。議案第34号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第34号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第7、議案第35号 令和3年度一般会計補正予算(第11号)の原案中教育に関する部分の意見聴取についてを議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第35号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和3年度一般会計補正予算(第11号)の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので本案を提出するものです。

主な内容について説明いたします。1枚おめくりください。まず、歳入です。

歳入については、コロナ禍によりこどもフェスティバル、スポーツフェスティバルが中止になったことに伴う、東京都補助金、参加者負担金等の減額です。

1枚おめくりください。このページから歳出です。主な内容について、科目名称と理由を説明します。契約差金、実績に伴う減額、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う事業の中止等についての説明は省略します。

ナンバー1、「羽村・瑞穂地区学校給食組合負担金」は、羽村市、瑞穂町の今年度の負担割合が確定したことから増額補正します。ナンバー2、「いじめ問題調査委員会委員報酬」は、第二中学校の事案については、現在も調査中であり、委員会の開催予定回数が5回から8回に見込みとなるため、増額補正します。ナンバー5、7、8、10、11ですが、令和4年度は、小学1年生から3年生が35人以下の少人数学級編制に移行することに伴い、第一、第五小学校は令和3年度より学級数が増加します。このため、机、イス等の必要となる備品を購入するものです。ナンバー6、小学校 修繕料は、緊急対応により予算が不足するため修繕料を増額補正します。ナンバー14、「青少年の主張応募者賞品」は、応募者の増に伴い増額補正します。

ナンバー16から20は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予算計上で、けやき館の空調設備の改善、備品等を新たに購入するための費用を予算計上します。ナンバー27、30は図書館改修後に地域の伝統文化に親しめる機会を提供するため、増築する北棟に地域資料として、村山大島紬を展示するための備品等を購入するものです。ナンバー32、33、35は、コロナ禍にあっても、各種事業の実施代替施設としてスカイホールの利用が増えたことや、コロナが落ち着いて利用の増加が見込まれるため、燃料費等を増額補正するものです。ナンバー37、「園路等修繕料」は、新型コロナウイルス感染症対策として、屋外利用を促進することで、屋内での密を回避できることから、耕心館庭園の園路等園路を整備するもので、新たに予算計上するものです。ナンバー47、「町営第二庭球場だれでもトイレ等建築申請等委託料」は、建築申請書作成に必要なため、新たに予算計上します。

説明は以上です。

鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑にはいりません。何かご質疑はございますでしょうか。

鳥海教育長

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第35号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第35号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第35号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第8、協議事項1、令和4年度一般会計教育費予算の編成について、教育部長より説明を求めます。

教育部長

協議項目1については、令和4年度一般会計教育費予算を編成する必要があるため、協議させていただくものです。1枚おめくりください。

この資料は、10月18日に町長から示された「令和4年度予算編成方針」の写しです。概要について説明させていただきます。

「1 はじめに」とありますが、この項目では令和4年度の町の予算に対する方針がまとめられています。ページをおめくりいただき、2ページ1行目以降になります。方針のまとめとして、「令和3年度からスタートした第5次長期総合計画に示した各施策を鋭意推進し、地域の特色を考慮した地域オーダーメイドの視点を忘れることなく促進させるとともに、チャレンジ可能な町づくりを目標とし、特にデジタルシフト（アナログで行っている業務、サービスをデジタルに移行する。）は、超少子高齢社会への対応と、地域経済の隆

盛にとって大切な施策であり、効率的と実効性の確保を基本として、令和4年度の予算編成に当ることを指示します。」とされています。2として、「国の経済の動き」、3として「国・東京都の予算編成の動き」が記されています。

3ページをご覧ください。4として「令和4年度に瑞穂町予算に反映させるべき重点事項」では、特に重点を置く施策が8項目、示されています。多摩都市モノレール延伸を見据えた新しいまちづくりや産業のデジタル化のほか、組織改正による事業展開などです。教育委員会関連項目は、特記させてはいませんが、重点事項で関連がある部分があれば、予算に反映させていただきます。

5として「令和4年度予算編成に向けた基本的視点」が示されています。ここでは、第5次長期総合に掲げた各種施策及び第6次行政改革大綱実施細目に基づき編成に臨むことが示されています。令和3年度予算編成時から変わった内容は、歳入では、③公共施設の新設、更新時、各種公共施設料金を含めた受益者負担の在り方について、スケジュール及び検討した内容を示すこと。歳出では、①デジタルトランスフォーメーションの推進があります。町、東京都及び国が示すデジタルトランスフォーメーションを推進することや、令和3年度に引き続き一部経常経費を枠で捉え、更なる削減努力をすること、新型コロナウイルス感染症の拡大によりこの2年間、中止及び延期や縮小となった事業について真に必要な事業は何なのかなど、抜本的な見直しや効率化への取り組みが記されています。

以上が令和4年度予算編成方針の概要ですが、現在、この予算編成方針の趣旨を踏まえ予算編成を行っています。説明は以上です。

鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより協議いたします。ご意見または質問はございますでしょうか。ないようですので、協議を終結いたします。

(「意見なし」の声)

鳥海教育長

これよりお諮りします。協議事項1については原案どおり承認することにご異議はございませんでしょうか。

か。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、協議事項1については原案どおり承認されました。

鳥海教育長

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。  
これにて令和3年瑞穂町教育委員会第11回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前9時45分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員